

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

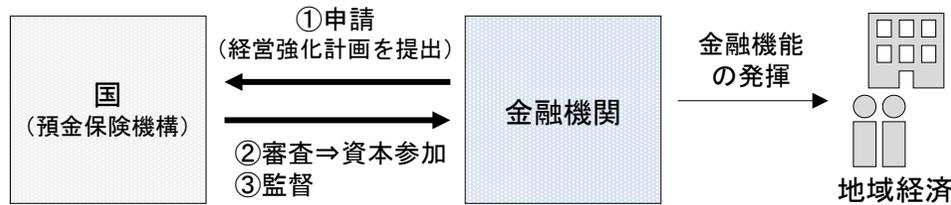
人口減少等の環境変化の中で、**地域金融機関等が経営基盤の強化を図り、地域経済に貢献する役割を十分に発揮していくための環境整備の一環として、金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等を行う。**

1. 資本参加制度

自己資本の充実を図る**地域金融機関等**に対し、国（預金保険機構）が**公的資金による資本参加**を行う制度

※申請期限は2026年3月末、財源は預金保険機構が政府保証付で市場調達

※東日本大震災・新型コロナに対応した特例では、①②の要件を一部緩和



●申請期限を「当分の間」に設定

●大規模な災害や新たな感染症のまん延等に備え、**資本参加の特例をあらかじめ整備**（特例が適用される災害等を告示で指定）

●**資本参加先の適切な経営管理等の確保**のための規定を整備

- ・金融機能強化審査会の意見聴取の全件必須化
- ・経営強化計画の変更命令の創設
- ・協同組織金融機関における独立性が高い員外監事等の選任

※併せて、資本参加先に対するモニタリングを強化（経営管理態勢や法令等遵守態勢等の検証の適時適切な実施等）

3. その他の改正

●両制度の期限延長・拡充に伴い必要となる財源確保のため、預金保険機構の金融再生勘定から金融機能強化勘定への剰余金の繰入規定を整備

※このほか、上記の期限延長・拡充に伴う組織再編成法の所要の改正を行う。

また、金融機能強化法第34条の11第2項のほか、同法について平成16年の制定時及び平成17年・平成23年・平成25年・令和3年の改正時に手当てする必要があった規定の修正等を行う。

2. 資金交付制度

合併・経営統合等を実施する地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が追加的な**初期コストの一部について資金交付**を行う制度

※申請期限は2026年3月末、財源は資本参加で得た配当金等

●申請期限を「2031年3月末」まで延長

※相乗効果が期待できる独占禁止法の特例法が2030年11月までに廃止予定

●市場での株式取得による子会社化を交付対象に追加するとともに、**経営統合後の一定期間内の申請を容認**

●地域経済の活性化に向けた取組を前提に、**中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備**

（設計・開発期間等を考慮し、申請期限は「2036年3月末」まで）

【内閣府令等の主な内容】

[合併・経営統合等]

現行制度

上限額 30億円
補助率 1/3

引上げ

50億円
銀行1/3 協金1/2

（地域の持続可能性の確保等に特に資する場合）

75億円
1/2

[勘定系システムの共同化]

①共同システムへの新規加盟等

上限額 15億円
補助率 銀行1/4 協金1/3

②中央機関等による協金のための共同システムの更改

上限額 150億円
補助率 1/4

※いずれの場合も、交付対象となる経費にシステム解約違約金を追加

●協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化 [優先出資法]